

## 論点に対する回答

分 野	地方公共団体のデジタル化
省 庁 名	警察庁
論 点	<p>「道路使用許可の申請」分野における手続のデジタル化について、以下の点を御説明願います。</p> <p>① 警察庁において検討しているデジタル化の概要（対象手続、スケジュールなどを含む）を御説明願います。その際には、概算要求の内容についても御説明ください（手続の業務やデータの流れが分かるポンチ絵の添付をお願いします）。</p> <p>② デジタル化に当たっては、最新のデジタル技術を前提に、事業者等の意見も踏まえ、制度の趣旨に立ち返っての制度及び業務の見直しを徹底することが求められるが、こうした BPR の観点から想定される課題、及び、それらを検討するための体制等について、御説明ください。その際には、少なくとも、添付書類の削減（バックオフィス連携による削減を含む。）について言及願います。</p> <p>③ 利用者目線で使い勝手の良いシステムとする観点からは、以下のような取組が不可欠と考えられます。それぞれの取組について、警察庁の方針を御説明ください。</p> <p>ア：エンドツーエンドでのデジタル化を図るとともに、相互に関連性のある複数の手続について、一つのオンラインシステムとして構築する等の措置が必要である。検討中のデジタル化が、こうした要請にこたえるものとなっているか、お答えください。例えば、関連性のある手続として道路占用許可手続との連携が考えられるほか、経済団体からは、申請だけでなく、許可証の交付についても電子化の要望がある。</p> <p>イ：現時点で把握している事業者や地方公共団体等の要望はあるか。また、今後、利用者のニーズ等を把握するために、</p>

事業者や地方公共団体等の意見をどのように聴取していくことを予定しているか。

ウ：地方公共団体（都道府県警）と事業者との間のインターフェイス（申請項目、様式、形式面での指導内容等）の標準化を進める必要がある。

- ・地方独自の運用（申請項目、様式、添付書類等）等現時点で警察庁において把握している課題
- ・今後の標準化の取組の予定（地方独自の運用をどのように把握し、どのように標準化を進めていくか）

について御説明ください。

エ：G ビズ ID の導入など使い勝手の良い認証の仕組の導入、外部連携機能（API）の整備等を推進すべきと考えるが、検討状況はいかがか。

④ その他、想定される課題があれば、御説明ください。

#### 【回 答】

- ① 道路使用許可の申請を含め、警察における行政手続についてオンライン申請ができるシステム構築に向けて令和3年度に調査研究を実施する予定である。また、システム構築までの間、道路使用許可の申請等、オンライン化の要望の高い手続について、オンラインで受け付ける試行的ポータルサイトを令和3年度の早い段階で運用開始することを目指して準備中である。
- ② 許可手続を迅速・円滑に行うためには、大規模・複雑等の多様な道路使用行為には事前調整が不可欠であるが、事前調整についてもデジタル化をする必要がある。また、添付書類として交通の安全・円滑の確保という観点から確認すべき書類を求めているが、上記の観点との関連が不明瞭な書類を求めているか見直しについて検討する。オンライン化に向けた課題等を検討するため、本年9月に警察庁に「行政手続オンライン化タスクフォース」を設置している。

③

ア エンドツーエンドでのデジタル化を図るに当たり、道路使用許可と関連する道路占用許可の申請とのオンラインでの連携に向けて検討を行うほか、許可証のオンライン交付については、偽変造対策も含めて検討を行う。また、エンドツーエンドでのデジタル化を実現するに当たり、手数料納付のキャッシュレス化も不可欠であり、地方自治体との連携が必要となるところ、地方自治体のシステム共通化の動向も踏まえつつ検討を進めたい。

イ 日本経済団体連合会から道路使用許可申請の非対面化を求められているほか、経済同友会から電子申請・電子交付を求められている。また、令和3年度に実施予定での調査研究では、業界団体等からヒアリングを実施して要望を聴取していく予定である。

ウ 警察庁と都道府県警察が各々整備してきたシステムを集約し、必要な機能を都道府県警察に提供するための共通となる基盤を警察庁で整備しているところ、オンライン申請のシステム構築に当たっては、共通基盤との連携も含めて検討中であり、全国どこでもオンライン化の利便を国民が享受できるよう具体的な設計をしていく方針である。

エ 道路使用許可と関連する道路占用許可の申請とのオンラインでの連携に向け、将来的に警察庁のサーバと国土交通省のサーバで情報連携をしていくことを検討する。